甘楽町広報

昭和43年2月15日　（毎月15日発行）　（第99号）【1頁】

火の元に気をつけよう。
「小さな火にも　大きな用心」

2月1日の人口と世帯

世帯数	2,775戸
男	6,787
女	7,113
計	13,900

発行所　群馬県甘楽郡甘楽町大字小幡甲852
甘楽町役場
電話（027474）4・44・49番
編集　総務課企画文書係
印刷所　坂本印刷株式会社
1部　金3円

新庁舎の上棟式
二月九日に行なわれる

新庁舎の建築工事は、屋上までコンクリート打ちが終わり、せき板も大部分がはずされ、日一日とその偉容をみせてきました。

二月九日には、その工事現場で「新庁舎の上棟式」が行なわれました。

当日は、庁舎建築委員や区長、建築業者など約一五〇人が集まり、無事上棟したお祝いと、今後の工事が予定どおり、一日も早く完成するよう祈念しました。

写真上は上棟式のようす

農業委員の選挙
三月八日に大選挙区で

農業委員の選挙が三月八日（金）に行なわれます。農業委員の任期は三年ですが、前任者の任期が終わる前三十日以内に選挙を行なわなければならないことになっています。

現職の委員が、三月十四日で任期が終わるために行なわれるものです。選挙運動等のおもなきまりは、次のとおりです。

① 選挙期日の告示は三月一日です。
② 全町を一選挙区として、小幡、秋畑、福島、新屋の四投票区を設けます。
③ 選挙すべき委員の数は二十人です。
④ 立候補者は、告示の日から四日間（毎日午前八時三十分から午後五時まで）文書で届け出ます。
⑤ 選挙費用の制限はなく、一応無制限です。しかし、買収、供応、戸別訪問などは違反行為となります。
⑥ 選挙権、被選挙権のないものは、選挙運動に従事することはできません。
⑦ 連呼行為は禁止されています。
⑧ 個人演説会の開催回数の制限はありませんが、公営施設を使用して個人演説会を開催しようとする人は、開催の日の二日前までに文書で選挙管理委員会に届け出なければなりません。
⑨ 選挙事務所等を表示するポスター、立札、看板類の規格及び数や選挙運動用のハガキ、ポスター等は制限ありません。
⑩ その他、くわしいことは町の選挙管理委員会へ問い合わせてください。

町民税の申告は
三月十五日まで

四十三年度の個人町民税の申告書の提出期限は三月十五日までです。この申告については、ことしも各地区へ職員が出張し、申告指導をし、とりまとめることになっていますから、期限までには必ず提出してください。

もし申告期限までに申告書を提出しないと、各種控除が認められなくなります。

△個人の町民税▽

受付期間は二月二十八日から三月十四日まで各地区にわかれて行なわれます。申告に出向くときは、次の書類を持参してください。

① 医療費や生命保険料の支払いがあったかたは、その領収書や保険証書、または支払いの確認できる書類。
② 農業所得者は、昭年四十二年分の農業所得税のおしらせ。
③ 営業その他の方は、収支明細のはっきりする書類。
④ 給与所得者は源泉徴収票または給与明細書。
⑤ 印かん

当日会場が相当混雑するとおもわれますので、申告者の氏名や、配偶者控除、扶養控除等は、あらかじめ記入しておいてください。

△確定申告の受け付けは…▽

所得税の確定申告の受け付けは、二月十六日からはじまっています。この申告も、納税も三月十五日が期限になっています。申告義務のある人は、必ずこの日までに申告と納税をする必要があります。

また、確定申告により還付を受けられるかたは、三月にはいりますと、混雑しますので二月中に提出してください。

△所得税の確定申告等の説明会▽

当町でおこなわれる所得税の確定申告の説明会は、次のとおりです。

二月二十日＝営業者（農業者、給与所得者を除く）申告説明会＝役場分室会議室で午後一時から。

二月二十九日＝青色申告者の納税相談＝役場会議室で午前九時三十分から。

三月五日＝事業税の納税相談＝役場会議室で午前九時三十分から。

三月七日＝営業者で白色申告者の納税相談＝役場会議室で午前九時三十分から。

△青色申告も3月15日まで▽

所得税は、みずからの所得を計算して申告し、その所得に対する税金を自主的に納税する、いわゆる申告納税制度になっています。この申告納税制度を民主的税制として、より発展させるためには、納税者のすべてが青色申告者となり、所定の帳簿をそなえつけて日々の取り引きを正確に記録し、その帳簿に基づいて正しい申告と納税をすることが望ましいことです。

この青色申告をすることができる人は、事業所得、不動産所得または、山林所得のある人です。

これらの人で、まだ青色申告をしていない人は、三月十五日までに、税務署へ申告書を提出してください。

農地等取得資金の利用を
個人は100万円まで借りられる

農地や採草放牧地をふやして、経営規模をひろげ、自立経営農家を志ざすかたがたのための融資制度として農地等取得資金があります。

この制度は、自作農資金制度の一つで、昨年度は県下で約1億7千万円が利用されています。制度のあらましは、次のとおりです。希望のかたは、早めに申し込んでください。

◇**対象者**＝農業を主な業務とする方で、農地または採草放牧地を取得して農業経営の規模の拡大ならびに農業経営の安定を図ろうとする方が対象となります。

◇**貸付額**＝1農家当り最高100万円（農業生産法人の場合は400万円。ただし、昭和38年4月1日以降に農林漁業金融公庫からこの資金をすでに借り入れているときは、100万円からその借り入れている残額を差し引いた額）

◇**借用期間**＝最高25年間借りられ、そのうち3年間の据置期間（利息だけを納入すればよい期間）があります

◇**利率および償還方法**＝年3分5厘で、元利均等償還になっています。

◇**受け付け**＝町の農業委員会で毎日受け付けております

これで、おわかりのように現在いろいろな農業金融制度がありますが、このように長い間、また安い利息で借りられる資金は、ほかにありません。

なお、自作農資金制度にはこの農地等取得資金のほかに未墾地取得資金、自作農維持資金もありますから、くわしいことは町の農業委員会（有線5―2）にお問い合わせください。

緊急事態にそなえて
交通非常警報制度

死者二百四十二人、負傷者九千四百九十名。

これは、昨年十二月十五日現在の県内における交通事故の犠牲者です。また、事故件数も昭和四十一年の八千二百四十五件を大きく上まわり、ついに一万件をこえてしまいました。

このように、関係者の不断の努力にもかかわらず、ふえる一方の交通事故のために、県交通対策協議会では「交通非常警報」という新しい制度をつくって、事故の多発化を防ぐことになりました。

この制度は、一定の基準を設けておき、この基準の要件に該当する事態になったとき交通非常警報、すなわち危険信号を発し、それを県民に知らせるというものです。

警報の対象となる事態は、次のとおりです。

(1)、過去の統計から交通事故が多く発生すると思われる場合。または、事故が急にふえて、その状況が特に異常であり、このような状態が続くおそれのある場合。

(2)、重大事故、特異事故、ひき逃げ事故などがあいついで発生したようなとき。

(3)、天候、気象、交通状況などの情勢から、事故が激増するおそれがあるとき。

なお、警報はあらゆる機関施設などをとおして県内に知らされるわけですが、この警報が出たときは、ふだんにまして、いっそう注意されるようお願いします。

古い郵便年金
有利な特別措置ができる

郵政省では「昭和二十二年十二月三十一日以前」に加入した郵便年金契約に対して、加入者の希望により年金を繰り上げて、一時に支払うほか「プラスアルファ」として特別付加金をつけています。

この取り扱い期間は、ことしの一月からむこう二か年間となっています。

くわしいことは、お近くの郵便局へおたずねください。

周囲は火災発生の危険
火の元にいつそうの注意

二月二十九日から二週間、春の火災予防運動が始まります。最近、町内でも火災があい次いで起こっておりますので、火の元にじゅうぶんな注意をしましょう。一年じゅうでいまの季節がいちばん空気が乾燥し、強い雨が吹き、火災発生の危険がいっぱいです。

家のまわりの燃えやすいものを片づけたり、タバコの火やストーブの火、こたつの火などに気をつけるとともに、煙突から火のこが出ていないかなど、つねに確かめて、火の元にじゅうぶん気をつけましょう。

役場の支払い
事前に請求書を提出してください

役場の物品購入代金の支払いについては、次のように請求書の提出日、代金支払日を定めましたので、みなさんのご協力をお願いします。

▽**請求書の提出日**

① 前月末日までのものを五日までに。
② 十五日までのものを、二十日までに。

▽**代金支払日**

それぞれ請求のあったものについて、①については、十一日、及び十二日。②については二十五日、及び二十六日。

選挙人名簿の登録申し出
……3月1日までに……

ことしは、参議院議員通常選挙と群馬県知事選挙が予定されています。

選挙権があっても選挙人名簿にのっていないと投票することができません。次に該当するかたは、必ず3月1日までに役場窓口か、各出張所へ申し出てください。

＜申し出をするかた＞

① 町内に住んでいて、昭和22年9月2日から昭和23年3月2日までに生まれたかた。
② 昨年の6月2日から12月1日までの間に、他市町村から転入したかたで、昭和23年3月2日までに生まれたかた。ただし、転入届出をすませているかたは、申し出の必要はありません。
③ すでに、本町の選挙人名簿に登録される資格のあるかたで、名簿からもれているかた。

学校に竹ぼうきなどを寄贈
善慶寺の老人クラブ

善慶寺の老人クラブ（松浦亮一会長）では、このほど小幡小学校に、会員たち自作による竹ぼうき三十本、ゴミとり十組、そうきん七十六枚を寄贈しました。このほかにも同クラブでは年間をとおして「話し合いの会」を楽しんだり道路清掃や整備などを実施して地域の住民から感謝されています。

金井の町営住宅
三月上旬に入居者募集予定

新屋駅の北側に建築をいそいでいる町営住宅十戸が三月いっぱいで完成し、四月一日から入居できる予定になりました。町では三月上旬に、かいらん通知で、入居者の募集をする予定です。

農業基本統計調査を実施

ことしの二月一日現在で、県下の全農家を対象にして「農業基本統計調査」が実施されました。

この調査の目的は、本県農業の実態をは握し基本的統計を作成して農業の構造改善生産の選択的拡大農業の近代化をすすめる基礎資料とするためです。当町でも六四人の調査員によって実態がは握され、その集計の結果表を県に提出し、県で審査集計しだい公表されることになっています。